

「A I 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き（案）」に対する 意見公募要領

令和8年2月18日
経済産業省商務情報政策局情報経済課
同局情報産業課A I 産業戦略室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

生成A Iの登場以降、事業領域におけるA Iサービスの利活用は年々拡大しており、近年ではA Iを搭載したIoT製品やロボティクス等、高度な自律システムの開発及び社会実装も進みつつあります。一方で、A I利活用時に損害等が発生した際の民事責任の所在については、A Iの自律性やブラックボックス性を踏まえてどのように解釈適用を行うべきか、裁判例の蓄積や統一的な見解がなく、システムの導入や開発を躊躇する一因となっているとの指摘もあります。

経済産業省は、以上の背景を踏まえ有識者検討会での議論を通じて不法行為法及び製造物責任法の観点から解釈適用上の論点及び考え方を整理した「A I利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き（案）」に関し、2月18日にパブリックコメントを開始しました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「A I利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き（案）」

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省商務情報政策局情報経済課（東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省本館3階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年2月18日（水）～令和8年3月19日（木）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。
- (2) 郵送
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務情報政策局情報経済課 パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-johokeizai-grmt_atmark_meti.go.jp

※迷惑メール対策のため、アットマーク記号を「_atmark_」に置き換えて記載しています。「_atmark_」部分を半角アットマーク記号に置換の上送付してください。

(電子メールの件名を「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き(案)に対する意見」として下さい。)

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御承知おき下さい。また、締切日までに到着しなかったものや下記に該当する内容については無効とさせていただきます。

- ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・ 営業活動等営利を目的とした内容

意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

